議案第69号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

平成30年2月26日提出

市川市長職務代理者 市川市副市長 佐 藤 尚 美

市川市条例第 号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(平成16年条例第9号)の一部 を次のように改正する。

別表小口零細企業保証制度資金の項及び同表備考2中「1,250万円」を「2,000万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表小口零細企業保証制度資金の項及び同表備考2の規定は、平成30年4月1日以後に融資の申請のあった改正後の第2条第4号に規定する小口零細企業保証制度資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4号に規定する小口零細企業保証制度資金については、なお従前の例による。

理 由

国が定める小口零細企業保証制度に係る保証限度額が引き上げられることを踏まえ、本市の小口零細企業保証制度資金の融資限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。